（法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者）

第二十六条　法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十一条第一項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

（地域限定通訳案内士登録証の様式）

第二十七条　法第二十四条第二項において読み替えて準用する通訳案内士法第二十二条の地域限定通訳案内士登録証は、別記第五号様式による。

（登録事項の変更の届出）

第二十八条　地域限定通訳案内士は、登録を受けた事項に変更があったときは、別記第六号様式による登録事項変更届出書に登録証、当該変更が行われたことを証する書面及び写真二葉を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

（登録証の再交付の申請等）

第二十九条　地域限定通訳案内士は、法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十四条の規定により登録証の再交付の申請をしようとするときは、別記第七号様式による登録証再交付申請書に、亡失した場合にあっては合格証書の写し及び写真二葉を、著しく損じた場合にあっては当該登録証、合格証書の写し及び写真二葉を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2　地域限定通訳案内士は、前項の申請をした後、亡失した登録証を発見したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に返納しなければならない。

（登録の抹消に関する届出）

第三十条　法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十五条第二項の規定により同条第一項第一号から第三号までの規定のいずれかに該当することとなった旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録抹消事由届出書に登録証を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所

二　地域限定通訳案内士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）

三　登録番号及び登録年月日

四　該当することとなった抹消の事由及びその期日

2　前項に規定するもののほか、法第二十四条第二項において準用する通訳案内士法第二十五条第一項第二号又は第三号（法第十三条第一号に該当する場合に限る。）に該当することとなった旨の届出をしようとする場合には、前項の届出書にその旨を証する書面を添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の届出をしようとする者又はその代理人に係る本人確認情報のうち住民票コード以外のものについて、住民基本台帳法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定によるその利用ができないときは、その者に対し、住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。